

〔事案 2023-131〕 新契約無効請求

・令和 6 年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 6 月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人に対し、過去に甲状腺がんの手術をして甲状腺を取っているが保険に入れるかと確認したところ、募集人から「完治しているなら大丈夫」と言われたため加入した。
- (2) 令和 5 年 3 月に契約見直しの提案を受けた際、募集人に対し、改めて甲状腺の治療のことを伝えたところ「その話は聞いていない」と言われ、見直しが保留になった。
- (3) 本契約自体、虚偽を含んでいると考えられ、保険会社の対応はあまりにも不誠実である。

<保険会社の主張>

契約締結の際、募集人は、申立人から甲状腺の治療のことを聞いておらず、また、告知書にも甲状腺の治療に関する記載はされていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。